

声明 A L P S 処理水の海洋放出強行から 3 年にあたって

～海洋放出の中止と新たな汚染水の発生を抑える抜本対策の実現を～

A L P S 処理水の海洋放出が 2023 年 8 月 24 日に強行されてから 3 年を迎えます。私たちは、この節目にあたり、あらためて海洋放出の中止と新たな汚染水の発生を抑える抜本対策の早急な実現を求めます。

私たちが海洋放出の中止を求める大きな理由は、国と東京電力が「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」という漁業者との約束を破って強行したからです。原発事故の被害者である漁業者との約束を、事故の加害者である国と東京電力が破る一こんなことは絶対に許してはいけません。時間が経過したと言って、あいまいにすることはできません。漁業者のみなさんは反対の立場を変えていません。漁業者との約束をふまえ、海洋放出はきっぱりと中止すべきです。

また、海洋放出は大きな問題を抱えながらすすめられています。

1 つは、新たな汚染水の発生が止まらないため、廃炉完了とする 2051 年までに海洋放出を終える保障がないことです。2023 年 8 月 24 日の放出開始から今年 7 月 24 日までの A L P S 処理水の累計放出量は 164,841 m³です（東京電力公表）。しかし、同じ期間に、新たな汚染水が 74,036 m³発生しています（*）。海洋放出した量の 45%に相当する汚染水が新たに発生しています。

（*）東電が毎週公表している「高レベル滞留水の貯蔵及び処理の状況」データをもとに「福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ」（原発団研）が整理した滞留水実貯蔵量と、東電が公表している累計処理水放出量との比較に基づく（柴崎・原発団研，2026）。

2 つは、汚染水を A L P S で処理する過程で大量に発生する高濃度の放射性物質を含む汚泥（スラリー）の処理・処分が予定通りにすすんでいないことです。スラリーはその水分を取り除き、減量・乾燥した状態で保管をする予定ですが、そのための「安定化処理施設」の建設の延期が繰り返されています。その関係で、スラリーと使用済みの吸着剤を一緒に保管するスペースが増え続けています。

3 つは、この 3 年間にも、「作業員が配管の洗浄中に廃液を浴びて被ばくする」「放射性物質を取り除く建屋の排気口から放射性物質を含む水が漏れ出す」「堀削（くっさく）作業で電源ケーブルを傷つけ停電が発生する」という「想定外の事態」が起きました。処理水の海洋放出設備での腐食が相次ぎ、津波警報に伴う放出停止なども起きました。「想定外の事態」が起きれば、15 年余の復興の努力は一瞬で台無しになります。大きなリスクを抱えた海洋放出は続けてはいけません。ただちに中止すべきです。

いま必要なことは、新たな汚染水の発生を抑えることです。私たちは専門家のみなさんが提案している、原子炉建屋への地下水の流入を抑える対策（「広域遮水壁」と「集水井・水抜きボーリング」）について、国と東京電力が早急に具体化することを強く求めます。

2026 年 8 月

東日本大震災・原発事故被害の救援・復興をめざす福島県共同センター
（ふくしま復興共同センター）